

審査基準及び標準処理期間個表

担当課 管財課

条例等の名称	処分の事項	設定年月日
地方自治法 大分市荷揚複合公共施設条例	使用の許可及び 使用の変更の許可	令和6年4月1日
<p>1 根拠条項</p> <p>地方自治法 (行政財産の管理及び処分) 第238条の4 7 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。</p> <p>大分市荷揚複合公共施設条例 (使用の不許可) 第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設及び行政財産(以下「施設等」という。)の使用を許可しない。 (1) 使用の目的が大分市荷揚複合公共施設の設置の趣旨及び施設の目的に適合しないと認められるとき。 (2) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。 (3) 建物、設備、器具、美術品、展示品等(以下「建物等」という。)を汚損し、毀損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。 (4) 暴力排除の趣旨に反すると認められるとき。 (5) 管理上支障があると認められるとき。</p> <p>関係条項 大分市荷揚複合公共施設条例施行規則 (使用許可の申請) 第4条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項の規定により、行政財産の使用の許可を受けようとする者は、大分市荷揚複合公共施設行政財産使用許可申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 地方自治法第238条の4第7項の規定による行政財産の使用の許可を受けた事項を変更しようとする行政財産使用者は、大分市荷揚複合公共施設行政財産使用変更許可申請書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 審査基準 次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可をしない。 (1) 使用の目的が大分市荷揚複合公共施設又は施設の設置の趣旨に適合しないと認められるとき。</p>		

事前に具体的な基準を定めるのは困難であり、事案ごとにその都度判断する。

- (2) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
 - ア 犯罪行為又は犯罪を讃え、あおり、そそのかす等の行為を伴うおそれのある使用
 - イ わいせつ行為その他善良な風俗、清浄な風俗環境又は青少年の健全な育成を害するおそれのある使用
 - ウ 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）その他の商品取引に関する法律で規制された手段を用いた商品販売及び講習会等を名目とした集客による会員の勧誘が行われるおそれのある使用
- (3) 建物、設備、器具、美術品、展示品等を汚損し、毀損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
 - ア ガソリン、プロパンガス（荷揚複合公共施設前広場を除く。）、火薬類等の引火又は爆発のおそれのある危険物の持ち込みを伴う使用
 - イ ボール、槍、矢等を投げ、又はスパイク靴を使用する等、建物の壁面、窓ガラス、床面、天井、備品等を傷つけるおそれがある行為を伴う使用
 - ウ 市長の許可を受けることなく、壁、柱等への貼り紙、釘打等をする使用
- (4) 暴力排除の趣旨に反すると認められるとき。
 - 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められる使用
- (5) 管理上支障があると認められるとき。
 - ア 火気を使用するとき（荷揚複合公共施設前広場で燃焼機器等を使用するときを除く。）。
 - イ 音、臭い、振動等により他者に迷惑をかけるおそれがある使用
 - ウ 葬祭を目的とした使用
 - エ 申請書類の記載事項に虚偽が認められるとき。
 - オ 政治活動又は宗教活動を目的とした使用
 - カ 多目的大会議室における使用内容が別紙の基準により営利活動に当たるとき。
 - キ その他市長が管理上重大な支障があると認めるとき

3 標準処理期間

7日

別紙 営利基準

この基準は、多目的大会議室における営利を目的とした使用について、定めるものとする。

営利目的とみなし、使用を許可しないもの	備考
(1) 商品の展示、宣伝及び販売（予約を含む。）	<p>ここでいう商品とは、有形又は無形（サービス）を問わない。</p> <p>ただし、催物に営利性がなく、社会通念上その催物と物品販売等が不可分と考えられる場合は、ここでいう商品とはみなさず事前協議により許可することができる。</p>
(2) 興行、営業又は宣伝を主目的とする催物	<p>入場料等を徴収する場合は、催物の主旨、経費等に照らし、これを判断する。</p>
(3) 資格試験	<p>国家資格及びそれに準ずる公的資格の試験のみ許可する。</p>

審査基準及び標準処理期間個表

担当課 管財課

条例等の名称	処分の事項	設定年月日
大分市荷揚複合公共施設条例	使用料の減免	令和6年 月 日
<p>1 根拠条項 (使用料等の減免) 第8条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料及び行政財産使用料（以下「使用料等」という。）を減免することができる。</p> <p>関係条項 大分市荷揚複合公共施設条例施行規則 (行政財産使用料の減免) 第9条 条例第8条の規定に基づき行政財産使用料を減免する場合及びその額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 公共団体又は公共的団体において、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するため行政財産を使用する場合 全額</p> <p>(2) 地震、火災、水害等の災害により、行政財産を応急収容施設として短期間使用させる場合 全額</p> <p>(3) その他市長が特に必要があると認める場合 市長が必要と認める額</p>		
<p>2 審査基準 「その他市長が特に必要があると認める場合及び市長が必要と認める額」は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 市内の障害者（療育手帳制度について（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に規定する療育手帳、身体障害者福祉法（昭和24年法律283号）に規定する身体障害者手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者をいう。以下同じ。）又は市内の障害者を含む団体が、障害者の社会参加の促進及び福祉の向上を目的とし、これらの目的に資すると認められる文化活動等（営利を目的とした活動を除く。以下同じ。）で使用する場合 半額</p> <p>(2) 市内の障害者及びその保護者等で構成される団体が総会等の目的で使用する場合 半額</p> <p>(3) 前2号に掲げる者以外の者（市外の障害者又は市外の障害者を含む団体を含む。）が市内の障害者の社会参加の促進及び福祉の向上を目</p>		

的とし、これらの目的に資すると認められる文化活動等に使用する場
合 半額

(4) その他市長が特に必要があると認める場合

事前に具体的な基準を定めるのは困難であり、事案ごとにその都度
判断する。

3 標準処理期間

7日

審査基準及び標準処理期間個表

担当課 管財課

条例等の名称	処分の事項	設定年月日
大分市荷揚複合公共施設条例	特別の設備等の許可	令和6年 月 日
<p>1 根拠条項 (特別の設備等の許可)</p> <p>第11条 使用者等は、その使用に際して特別の設備をし、又は備付け以外の器具を使用しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 審査基準 事前に具体的な基準を定めるのは困難であり、事案ごとにその都度判断する。</p> <p>3 標準処理期間 7日</p>		

審査基準及び標準処理期間個表

担当課 管財課

条例等の名称	処分の事項	設定年月日
大分市荷揚複合公共施設条例	使用料の還付	令和6年 月 日
<p>1 根拠条項 (使用料等の不還付) 第9条 既納の使用料等は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>関係条項 大分市荷揚複合公共施設条例施行規則 (行政財産使用料の還付) 第10条 条例第9条ただし書の規定に基づき行政財産使用料を還付する場合及びその額は、次のとおりとする。 (1) 市の都合により使用許可を取り消した場合 全額 (2) 天災、地変その他不可抗力により使用ができなくなった場合 全額 (3) その他市長が特に必要があると認める場合 市長が必要と認める額</p> <p>2 審査基準 (1) 市の都合により許可を取り消した場合 (2) 天災、地変その他不可抗力により使用ができなくなった場合 事前に具体的な基準を定めるのは困難であり、事案ごとにその都度判断する。 (3) その他市長が特に必要があると認める場合 事前に具体的な基準を定めるのは困難であり、事案ごとにその都度判断する。</p> <p>3 標準処理期間 7日</p>		

処分基準個表

担当課 管財課

条例等の名称	不利益処分の事項	設定年月日
大分市荷揚複合公共施設条例	使用許可の取消し等	令和6年 月 日
<p>1 根拠条項 (使用許可の取消し等)</p> <p>第13条 市長は、使用者等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設等の使用許可を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は使用を停止させることができる。この場合において、使用者等が損害を受けても、市はその責めを負わない。</p> <p>(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。</p> <p>(2) 偽りその他不正の手段により許可を受け、又は許可の条件に違反したとき。</p> <p>(3) 前条各号のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>関係条項 (使用の不許可)</p> <p>第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設及び行政財産（以下「施設等」という。）の使用を許可しない。</p> <p>(1) 使用の目的が大分市荷揚複合公共施設の設置の趣旨及び施設の目的に適合しないと認められるとき。</p> <p>(2) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(3) 建物、設備、器具、美術品、展示品等（以下「建物等」という。）を汚損し、毀損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(4) 暴力排除の趣旨に反すると認められるとき。</p> <p>(5) 管理上支障があると認められるとき。</p> <p>大分市荷揚複合公共施設条例施行規則 (行政財産使用者及び利用者の遵守事項)</p> <p>第11条 行政財産使用者及び利用者は、大分市庁舎等管理規則（昭和55年大分市規則第13号）第14条に規定する事項のほか、次の事項を守らなければならない。</p> <p>(1) 建物等を汚損し、毀損し、又は滅失しないこと。</p> <p>(2) 所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。</p>		

- (3) 市長の許可なくして物品の販売又はこれに類する行為をしないこと。
- (4) 市長の許可なくして壁、柱、扉等に貼り紙をし、又は立て看板等を取り付けないこと。
- (5) その他職員の管理上必要な指示に従うこと。

2 処分基準

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
大分市荷揚複合公共施設条例及び大分市荷揚複合公共施設条例施行規則の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により許可を受け、又は許可の条件に違反したとき。
 - ア 使用許可申請書に虚偽の記載をしたとき。
 - イ 使用許可申請書に記載した使用目的以外に使用したとき。
 - ウ 使用許可の際条件を付した場合において、当該条件に違反したとき。
- (3) 条例第12条各号のいずれかに該当する理由が生じたとき。
大分市荷揚複合公共施設の行政財産の使用の許可及び使用の変更の許可に係る審査基準及び標準処理期間個表（令和 年 月 日設定）に定める審査基準を準用する。